

資料12-1 行政区別認定数

(令和2年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	587	245	206	28	108	東淀川	1,037	481	359	47	150
都島	819	334	320	30	135	東成	662	199	323	27	113
福島	890	283	471	19	117	生野	2,542	902	1,246	100	294
此花	3,305	1,617	1,278	56	354	旭	956	392	377	50	137
中央	436	142	199	17	78	城東	3,362	1,423	1,234	119	586
西	764	441	201	18	104	鶴見	1,241	495	423	55	268
港	1,847	858	731	31	227	阿倍野	622	207	289	29	97
大正	2,212	1,127	731	51	303	住之江	1,580	670	596	51	263
天王寺	358	159	129	18	52	住吉	1,190	490	492	46	162
浪速	834	300	418	30	86	東住吉	1,252	479	563	39	171
西淀川	7,037	3,505	2,728	141	663	平野	1,578	665	597	59	257
淀川	1,835	820	678	70	267	西成	2,935	824	1,699	70	342
						総計	39,881	17,058	16,288	1,201	5,334

資料12-2 認定疾病別内訳

(令和2年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	701	4,520	0	113	5,334

資料12-3 障害等級別内訳

(令和2年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	1	405	3,266	1,349	313	5,334

- (注) 特級 労働不能、常時介護を要する状態
 1級 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態
 2級 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態
 3級 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態
 級外 3級に該当しない状態
 その他 等級未決定者

資料12-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,700円(通院日数4日以上14日以内)～37,200円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 220,600円 ～ 369,000円 女子 179,400円 ～ 232,600円 障害等級 特 級 基礎月額＋介護加算(46,100円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 193,000円 ～322,900円 女子 157,000円 ～203,500円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 683,000円(100%起因する場合)

(注) 表中の支給金額は、令和2年4月1日現在